

## 長期入院する場合の入院料

入院料が180日を超えた日より、入院基本料の一部が自己負担となります。

負担額は一日につき2,321円(税込)です。

入院期間については、他の医療機関の一般病棟、療養病棟、有床診療所療養病棟への入院期間を含め、継続して180日を超えた日から対象となります。

(3ヶ月以内に再入院された場合は継続とみなします。)

厚生労働大臣が定める状態にある場合は自己負担の対象とはなりません。